

葛城市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により
執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表
します。

令和5年6月29日

葛城市監査委員 宅 康 次

葛城市監査委員 川 村 優 子

行政監査報告書

第1 監査の対象

自治体を取り巻く現状として、IT（情報技術）の活用が進む中、個人情報流出や情報漏洩等のニュースが世間を騒がせている。一方で、マイナンバーの活用や、DX（デジタルトランスフォーメーション）化、自治体情報システム標準化など、職員が業務で扱うシステムについてはますます複雑化している。

このような中、業務で情報システムを取り扱う上でのリスクを認識する必要性が高まっている。そのため、情報推進課を対象として、情報セキュリティについて監査を実施した。

第2 監査の実施日

令和5年6月8日

第3 監査の方法

国の情報セキュリティ監査項目に照らして行政監査質問事項を作成。提出のあった関係書類と併せて、担当職員に質問を行い、監査を実施した。

【関係書類】

- ①葛城市情報セキュリティ基本方針
- ②葛城市情報セキュリティ対策基準
- ③葛城市個人情報漏洩・情報セキュリティ事故等対応マニュアル

第4 監査の結果

1. 情報セキュリティ対策に係る権限、責任、連絡体制について

葛城市情報セキュリティ対策基準に明記されており、緊急時の連絡体制などが定められている。

各々の役割がしっかり認識され、万一のときに実際に問題なく対応できるか否かの検証まではできていない。

2. ハード面について

セキュリティ区画（情報推進課周り）についてはできており、非常時の電源確保としてサーバーとネットワーク機器についてはUPS（無停電電源装置）と予備電源を備えている。災害時には予備電源が重要になってくるので、定期的に作動確認をしておく必要がある。

3. ソフト面について

基幹系、LGWAN系、インターネット系と3つの系統の情報セキュリティを守っていかなければならない。マイナンバー利用事務や住民の個人情報扱うのは基幹系なので、基幹系には、顔認証とパスワードの多要素認証で最大のセキュリティをかけている。

LGWAN系やインターネット系についても、無害化通信を行うなど、情報を守る対策は行われている。

基幹系以外のパスワードの管理についてはマニュアルではガイドラインが定められているが、業務ごとに管理する必要があり、職員の負担も大きいことが想定される。シングルサインオンの検討も行われているが、そのための費用の手当も必要となる。

4. 職員への研修等について

J-LISのeラーニングを用いて、研修を行っている。実施率は8～9割であり、アカウント数を増やすことも情報推進課から国に要望しているとのことである。

今後の課題としては、当市の実情を踏まえ、職位レベルや担当業務内容に見合った研修をタイムリーに対面形式などで実施することで、職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の高まりを促すことが望まれる。

第5 総括

情報セキュリティに係る基本方針や対策基準等のマニュアルは整備されており、万一の際の連絡体制も定められていることは評価したい。

これらをより実践的に機能させることが重要である。他の市町村で発生した情報リスクなどを参考に、定期的にテーマを設定した訓練などを実施し、危機対応マニュアルが機能するかどうか検証することも必要である。そのことでマニュアルの実効性が高まり、また職員への意識づけも高まることが期待できる。

ITは日々進展していて、有効に活用することで業務の効率性ならびに有効性の向上が期待できるが、一方深刻な情報リスクも内在している。情報セキュリティについて十分に配慮するなかで、ITの活用が求められるが、そのためには、IT人材の育成・補強ならびにIT関連の予算の確保も望まれるところである。

情報セキュリティについて、職員一人ひとりが高い意識を持ち、ITを活用して、より一層質の高い行政サービスに貢献していくことを期待したい。